

# 新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～市民の皆様へく支援制度のご紹介～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
1	子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとして、現在、0歳から中学生まで月1万円から1万5,000円を支給している児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円の臨時特別給付金（一時金）を支給します。ただし、児童手当に関する所得制限以上の収入があり、月5,000円の特例給付を受けている対象者は加算の対象外です。	➤ 子育て支援課 子育て支援係 45-1836 1階⑰番窓口
2	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯では、子育てに対する負担の増加や収入の減少など特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえて、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。 1.基本給付 【対象】 ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 ②公的年金給付等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止される方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 【支給額】1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円 【手続き】①に該当する方は申請不要、②③に該当する方は申請が必要 2.追加給付 【対象】 基本給付の①又は②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 【支給額】1世帯50,000円 【手続き】申請が必要 ※受付期間：いずれも令和2年8月1日～令和3年2月28日	➤ 子育て支援課 家庭児童相談室 45-1873 1階⑱番窓口
3	生活福祉資金貸付制度	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活が送れるようにすることを目的として、生活費等の必要な資金の貸付等を行っています。 ●緊急小口資金（主に休業された方向け） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ●総合支援資金（主に失業された方等向け） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※いずれの資金についても、従来の低所得者等に限定した取扱いを拡大。新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業・失業状態になくても対象となります。	➤ 下松市社会福祉協議会 41-2242 ➤ 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 9：00～21：00（土日・祝日含む）
4	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者（生活を維持することができなくなる恐れのある方）の自立を支援する制度があります。 ①自立相談支援事業 相談や情報提供等を行いながら、具体的な支援策（★）を講ずるための自立に向けた計画を作成し、様々な支援を一体的・計画的に行います。 （★）支援策の例 ●住居確保給付金 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、生活保護制度の住宅扶助額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）支給します。 ※その他世帯収入に関する事項などの一定の要件を満たす必要があります。 ②家計改善支援事業 家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題のある方からの相談に応じ、家計管理に関する支援、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消に向けた支援などを行います。	➤ 下松市社会福祉協議会 41-2242 ➤ 住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572 9：00～21：00（土日・祝日含む）

# 新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～市民の皆様へく支援制度のご紹介～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
5	労働者への貸付制度 (労働福祉金融制度)	①山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度 中小企業の従業員の方を対象とした貸付制度です。 ②山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度 会社倒産又は事業の不振若しくは縮小等により離職を余儀なくされた方の生活の安定を図るための貸付制度です。 ③中小企業勤労者賃金遅払資金貸付制度 賃金の遅払のため、生活資金にお困りの方を対象とした貸付制度です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 山口県労働政策課 083-933-3210</li> <li>&gt; 産業観光課 産業振興係 45-1745 4階⑥番窓口</li> <li>&gt; 県内の中国労働金庫各支店</li> </ul>
6	国税申告・納付期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、令和2年4月17日（金）以降であっても、柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。	> 徳山税務署 0834-21-1010（自動音声）
7	徴収猶予の特例制度 (国税・地方税・厚生年金保険料等)	●昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付することができない場合には、申請により1年間、国税・地方税・厚生年金保険料等の納付を猶予することができるようになります。（担保の提供は不要・猶予期間中の延滞税が免除）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 国税：徳山税務署 0834-21-1010（自動音声）</li> <li>&gt; 県税：周南県税事務所 0834-33-6413 山口県税務課 083-933-2282</li> <li>&gt; 市税：税務課 収納対策室 45-1817 1階①番窓口</li> <li>&gt; 厚生年金保険料等 徳山年金事務所 0834-31-2152</li> </ul>
8	国税の納税猶予等	●新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、要件に該当する時は、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。 ●新型コロナウイルス感染症に関連するなどして個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められる場合があります。 <注> 税務署において所定の審査が行われます	> 徳山税務署 0834-21-1010（自動音声）
9	県税の納税猶予等	●新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして、個別の事情に該当する場合は、猶予制度があります。（徴収の猶予） ●新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。	【相談窓口】 > 周南県税事務所 0834-33-6411 山口県税務課 083-933-2282
10	国民健康保険税の 減免・徴収猶予		<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 税務課 市民税係 45-1815 1階③番窓口</li> <li>&gt; 税務課 収納対策室 45-1817 1階①番窓口</li> </ul>
11	後期高齢者医療保険料の 減免・徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業の休業、失業等により著しく収入が減少し、生活が困難になり、納付することができなくなる場合、申請により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免や徴収猶予が受けられる場合があります。 <各担当窓口にご相談ください>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 山口県後期高齢者医療広域連合 083-921-7111</li> <li>&gt; 保険年金課 国民健康保険係 45-1823 1階⑧番窓口</li> </ul>
12	介護保険料の 減免・徴収猶予		> 長寿社会課 介護保険係 45-1831 1階⑨番窓口
13	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に保険料を納付することが困難な場合については、申請に基づき、保険料の免除が適用できる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 保険年金課 年金係 45-1824 1階⑦番窓口</li> <li>&gt; 徳山年金事務所 0834-31-2152</li> </ul>
14	保育料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職や収入減などの事情により、保育料の納付が困難と認められる場合については、減免される場合があります。	> 子育て支援課 子育て支援係 45-1836 1階⑰番窓口

# 新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～市民の皆様へく支援制度のご紹介～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
15	市営住宅家賃の減免・徴収猶予	市営住宅に入居中又は同居中の方で、事業の休廃止、失業等により著しく収入が減少し、生活が困難になり、家賃を納めることができなくなる場合、家賃の減免又は徴収猶予を受けられる場合があります。	➤住宅建築課 住宅係 45-1851 2階①番窓口
16	上下水道料金の支払いに関する相談	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職や収入減などの事情により、上下水道料金の支払いが困難な方の相談に応じています。	➤上下水道局 料金センター（企画総務課） 45-1883
17	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職や収入減などの事情により、下水道事業受益者負担金を納めることができなくなる場合、申請により徴収の猶予が認められる場合があります。	➤下水道課下水道工務係 45-1859
18	その他の公共料金の支払	電気、ガス、固定電話、携帯電話、NHK等の公共料金の支払いの相談等については、ご契約されている各公共料金の窓口へ個別にお問い合わせください。	➤各公共料金の窓口
19	市営住宅等への入居相談	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、解雇等により住居からの退去を迫られている方の相談に応じています。	➤住宅建築課 住宅係 45-1851 2階①番窓口
20	県営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方などの生活の場の確保を図るため、県営住宅の空き住戸を提供します。 ※受付開始日：令和2年5月11日（月）から先着順で受付。	➤県営住宅管理事務所 山口支所 083-934-2004 ➤山口県住宅課 083-933-3870
21	国民健康保険資格証明書の取扱い	国民健康保険資格証明書の交付を受けている方が、新型コロナウイルス感染症に関し、帰国者・接触者外来を受診する場合は、提示された資格証明書を通常の被保険者証とみなし、被保険者証の場合と同じ窓口負担の割合で受診することができます。	➤保険年金課 国民健康保険係 45-1823 1階⑧番窓口
22	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合に、償還金の支払猶予などの措置の対象となる場合があります。	➤子育て支援課 家庭児童相談室 45-1734 1階⑱番窓口
23	奨学金等	新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変したことによる奨学金の給付・貸付や、勤務先の業績悪化や失業等が生じ奨学金の返還が困難となったことによる減額・猶予などの支援を行っています。	➤独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 9：00～20：00 ➤下松市教育委員会教育総務課 45-1866 5階④番窓口
24	奨学金の緊急採用	保護者等の収入が著しく減少する等の「家計急変」があった場合に、緊急に奨学金を貸し付ける緊急採用の制度があります。 この度、新型コロナウイルス感染拡大の影響で休業、離職、会社の売上げの減少等により収入が著しく減少し、修学が困難となった生徒も対象となります。	➤(公財)山口県ひとつり財団奨学センター 083-933-4770
25	学生支援緊急給付金	世帯収入やアルバイト収入の大幅な減少により、大学等での就学の継続が困難になっている学生等に対する給付金があります。（一定要件あり） 【対象学生・給付額】 住民税非課税世帯：20万円 それ以外の世帯：10万円	➤在学中の大学等の学生課

# 新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～市民の皆様へく支援制度のご紹介～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
26	特別労働相談窓口	【労働者の方】 ●賃金等労働条件に関する相談 ●労働条件引下げ、退職、解雇に関する相談等 ●有給の特別休暇を導入してくれないことに関する相談等	> 山口労働局 雇用環境・均等室内 083-995-0398 > 下松労働基準監督署 41-1780 > 下松公共職業安定所 41-0870
27	傷病手当金	健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も利用することができます。 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。（市国保・後期高齢者医療制度は、被用者の方が対象です。）	> ご加入の健康保険の保険者 > 市国保・後期高齢者医療にご加入の方 保険年金課 国民健康保険係 45-1823 1階⑧番窓口
28	休業手当	会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければならないとされています。	> 勤務先 > 下松労働基準監督署 41-1780（総合労働相談）